

農地を農地以外にする場合には

『農地法による手続き』が必要です

☎ 田布施町農業委員会（経済課内） ☎ 52-5805

■農地転用許可制度の目的

食料の安定供給の基盤である優良農地の確保と農業以外の土地利用との調整を図り、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導することを目的としています。

■農地転用をする場合

農地法による手続きが必要です。まずは農業委員会事務局にご相談ください。

※農地転用した場合、転用した面積に係る固定資産税の課税額が変わります。詳細は、税務課資産税係へお問い合わせください。

■無断転用した場合の罰則

許可なく転用した場合や、許可を受けたとおりに転用しなかった場合は罰則があります。

■農地法が改正されました

農業委員会では、法律に基づき町内の農地の利用状況調査を行います。6～8月に町内を巡回し、目視で利用状況を確認します。

荒廃農地については農業委員会が所有者に利用の意向を確認します。その意向の通りに実行されていない場合、該当する荒廃農地に係る固定資産税が上がる場合があります。

制度の概要

許可が必要な場合	農地の所有者による農地転用	農地転用のため売買などを行う
農地法	第4条	第5条
許可申請者	転用を行う人（農地所有者）	売主（農地所有者）と買主（転用事業者）
許可手続き	●転用面積が4 ha 以下の場合、農業委員会を経由して県知事（許可権者）へ許可申請書を提出 ●転用面積が4 ha を超える場合、県知事を経由して農林水産大臣（許可権者）へ許可申請書を提出	

プール開きは7月21日（木）です。

田布施町スポーツセンター内
プールを次のとおり一般開放
します。

◇期間

7月21日（木）～8月24日（水）

※プールの屋根の改修工事が
昨年完成しましたので、天候
に左右されにくくなりました
が、台風来襲時やPM2.5
警報および雷警報発令時点で
は使用中止となります。また、
雨などによる水温低下（22℃
以下）の場合も使用中止とな
ります。

◇休館日

・毎週月曜日

・7月26日（火）・27日（水）

町内小学生水泳記録会のため
※その他、一般開放を中止する
場合は前日までにプール入口
に掲示します。



◇使用定員（1時間あたり）

・25mプール 100人

・幼児プール 30人

◇開放時間

午前10時～午後5時

※プール内での混雑および事故
を防止するため、開放時間を
次のとおり制限します。

午前10時～午前10時50分

午前11時～午前11時50分

午後1時～午後1時50分

午後2時～午後2時50分

午後3時～午後3時50分

午後4時～午後4時50分

また、正午～午後1時までは
屋休みのため使用できません。

料金表（1時間あたり）

- ・高校生以上 160円
（町外該当者 320円）
- ・中学生以下 80円
（町外該当者 160円）

※使用中止となった場合
・開放時間の25分以内は
1時間分の料金を返金
・開放時間の25分以上は
1時間分の料金を徴収

転用許可の基準

立地基準

農地区分	許可の方針
農用地 区域内農地	原則不許可
第1種 農地	原則不許可
第2種 農地	第3種農地に立地困難な 場合などに許可
第3種 農地	原則許可

一般基準(主なもの)

事業 実施性の 確実性	●資金力と信用があるか ●転用の妨げとなる権利を有する人の同意があるか ●遅滞なく転用されるか ●他法令による許認可が得られる見込みがあるか
被害 防除	●土砂の流失・崩壊など災害を発生させる 心配がないか ●周辺の営農条件に支障がないか
一時 転用	●一時転用後、耕作されることが確実か ●所有権移転以外の権利設定か

●詳細は、農業委員会事務局または各地区の農業委員へお問い合わせください。

氏 名	電話番号	担当地区名	氏 名	電話番号	担当地区名
時永順吉	52-3440	宿井 吉井 葛岡	木本睦博	52-0570	長合 木地 平田 上ゲ 御蔵戸
國永 保	52-1886	城南 石の口 瓜迫	小野孝子	52-4029	八和田 大波野中 大波野上 郷東 市明
國安和夫	52-1801	西山 川西 大田	久光博明	52-2454	竹重 三宅 尾迫 助政 蓮輪 中央南
野坂敬子	52-4778	竹尾 中西 真殿 大國木	驛重寛和	52-4631	新川 旭 高塔 八海 鳥越
福本卓雄	52-6288	西田布施 定井手 瀬戸	岡本幾秀	52-1282	奈良 井神 地家 戒ヶ下 浜城
小坂竜一	090-9737-2016	名倉 石迫 矢蔵 長田	柿内博文	55-6353	尾津東 尾津中 尾津西 中郷 上組
西本篤史	52-3855	天神 本町 祇園 波野市 寿			
山本健司	52-3964	土井の内 塩坪 砂田 新町 由免			



プール監視員の募集

◇募集定員 10人程度
(男女各5人程度の予定)

◇対象者

・高校生以上で泳げる人、元氣な人、大人歓迎

・10日以上勤務可能な人

◇賃金 時給770円

◇勤務日数

20日程度(4人1組で勤務)

◇勤務期間・勤務時間

7月21日(木)～8月24日(水)

(休館日・水泳の大会日・臨時休館日などを除く)

午前9時30分～午後5時30分

◇申込期間

6月17日(金)～7月3日(日)

午前8時30分～午後5時

(月曜日などの休館日は除く)

※電話での申し込みは出来ません。

※履歴書(写真添付)を持参してください。面接を行い決定

します。

◇申込み・問合せ先

田布施町スポーツセンター

☎52-3832



幼児・小学生水泳教室

◇対象者(町内在住者に限る)

・幼児(平成22年4月2日～平成24年4月1日に生まれた人)

・小学生

◇開催日 7月20日(水)～23日(土)・7月26日(火)～

29日(金)の計8日間

※気候などにより日程変更または中止となる場合があります。

◇開講時間

・幼児 午後6時～午後7時

・小学生 午後7時～午後8時

◇定員

・幼児 20人程度

・小学生 30人程度

◇参加費 4500円

※後日連絡の上、徴収します。

◇申込方法 社会教育課に備え

付けの申込書に必要事項を記入の上、申し込む

◇申込期間 6月13日(月)～

7月1日(金)の平日

午前8時30分～午後5時15分

(定員になり次第、受付終了)

◇共催 田布施町教育委員会

◇申込み・問合せ先

田布施スポーツクラブ事務局

(社会教育課内)

☎52-5813

